

利用料金

- (1) 居宅介護支援利用料は厚生労働大臣が定めた基準額に準じた額です。
ただし、法廷代理受領により当事業所の居宅介護に対し介護保険給付が支払われる場合、利用者の自己負担はありません。
- (2) 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、法廷代理受領ができなくなる場合があります。その場合は、一旦1ヶ月あたり厚生労働大臣が定めた基準額に準じた額の料金を頂き、サービス提供証明書を発行いたします。
サービス提供証明書を後日各市町村の窓口に出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。

介護支援専門員取扱件数 40 件未満の場合

要介護1・2 10,792 円 要介護3・4・5 14,018 円

(ア)介護支援専門員取扱件数 40 件以上 60 件未満の場合

要介護1・2 5,401 円 要介護3・4・5 7,004 円

(イ)介護支援専門員取扱件数 60 件以上場合

要介護1・2 3,237 円 要介護3・4・5 4,196 円

各種加算

- ・ 初回加算：新規に居宅サービス計画又は介護予防サービスを作成した場合、もしくは要介護度状態区分の2段階以上の変更認定を受けた場合、3,063円/月を加算。
- ・ 入院時情報連携加算(I)：入院時に、病院等を訪問して、医療機関の職員に必要な情報を提供した場合、2,042円/回を加算。
- ・ 入院時情報連携加算(II)：入院時に、病院等を訪問する以外の方法で、医療機関の職員に必要な情報を提供した場合、1,021円/回を加算。
- ・ 退院・退所加算：入院・入所中に、退院・退所後の生活支援に必要な情報を、病院等の専門職と共有した場合、4,594円/回を加算。
- ・ ターミナルケアマネジメント加算：末期の悪性腫瘍でターミナル期に頻回に訪問し、心身の状況等の情報を記録し、主治医等や居宅サービス事業所へ提供した場合、4,084円/月を加算。
- ・ 小規模多機能型居宅介護事業所連携加算：居宅サービスから小規模多機能型居宅介護に移行する際、利用者に関する必要な情報を提供した場合、3,063円/月を加算。
- ・ 看護小規模多機能型居宅介護事業所連携加算：看護小規模多機能型居宅介護の利用を開始する際に、利用者に関する必要な情報を提供した場合、3,063円/回を加算。
- ・ 緊急時等居宅カンファレンス加算：病院又は診療所の求めにより、病院又は診療所の職員と一緒に利用者宅を訪問し、カンファレンスを開催し、サービス等の調整を行った場合、2,042円/回を加算。